

静溪ポンプ場契約解除に伴う損害賠償額決定の議決説明について

9月定例議会に上程されました静溪ポンプ場契約解除に伴う損害賠償額を定める議案審査においては、工事設計書、見積書、請求書などに記載されている単価や経費の内訳など公開できないとする審査資料が多く、秘密会であれば提出するとの執行機関の申し出によりやむなく秘密会での審議となりました。このため、非公開の金額についてはたとえ概数であっても発言しないことで審査いたしました。

このような中で議長に対し、市民の方から経費の認定について疑義があるとの強い申し出があり、生じている誤解を説明するため執行機関側の協議内容を推測し、業者との協議で認定できる範囲内の金額であることを説明するため、例として架空の金額を発言する事案があり、疑義の申し出をされた市民の方からは秘密の漏洩ではないかとの指摘を受けました。市民の方の説明要求に答えるためとはいえ、誤解を招くことにもなり誠に不適切な発言であったと深く反省しております。

市民の皆様に説明責任のある議員といたしましては、本件に関して十分な説明がかなわず忸怩たる思いではありますが議決に至った判断等については可能な範囲内ではありますがご納得いただけるよう説明してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

令和7年11月4日

舞鶴市議会議長 肝付隆治